

○千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の概要

1 目的

薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

2 県と県民の責務

- ・ 県は薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に推進する。
- ・ 県民は薬物の濫用による危害に関する知識と理解を深め、県の施策に協力する。

3 県の基本的な施策

- (1) 薬物濫用防止施策を総合的に推進するために必要な体制を整備する。
- (2) 国、他の都道府県、市町村、公安委員会等と連携協力する。
- (3) 薬物に関する情報を収集・分析し、県民へ提供する。
- (4) 薬物の試験検査に関する研究・技術開発を推進する。
- (5) 薬物濫用防止に関する教育及び啓発活動を推進する。
- (6) 危険ドラッグ等に対する監視・指導を適切かつ効果的に実施する。

4 具体的規制

- ・ 知事指定薬物の指定

法で規制された薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い薬物を指定

- ・ 禁止行為

知事指定薬物の製造、販売、授与、広告、所持、購入、譲受け、使用

- ・ 警告及び命令、緊急時の勧告

指定前であっても保健衛生上の危害が発生した場合は同様に勧告

5 罰則

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金などの4段階

6 施行期日

平成27年4月1日（規制や罰則の規定は6月1日から施行）